

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年六月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十号様式及び第十二号様式中「~~罰則~~」を「~~罰則~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。